



Title	高槻市における新型インフルエンザへの取り組みについて
Author(s)	杉田, 隆博
Citation	大阪公衆衛生. 2010, 81, p. 19-20
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83400
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

高槻市における 新型インフルエンザへの取り組みについて

高槻市保健所長 杉田 隆博

高槻市では、メキシコでの新型インフルエンザの発生を受け、4月27日に高槻市保健所健康危機管理対策本部を設置し、一連の新型インフルエンザ対策がスタートを切ることとなった。また、翌4月28日には、高槻市健康危機管理対策本部を設置して全庁的な対策を開始し、同日、第1回目の対策本部会議を開催した。その後も状況に応じて対応し、11月末までに、計10回の対策本部会議を開催して全庁的な取組を推進している。

市内においては、5月17日に初の新型インフルエンザ患者が発生し、22日までの間に茨木市内の高校に通う生徒を中心として17人の患者が発生した。これらの患者については、発生当初から患者数が大阪府の感染症指定医療機関の入院病床数を超え、17日から柔軟な対応に切り替わったことにより、17人全員を在宅療養として対処した。幸いにも重症化する患者はなく、全員が比較的早期に回復した。併せて、同居家族に対するタミフル等の予防内服も実施した。

市立施設の対応については、17日に初の新型インフルエンザ患者が発生したことを受け、18日から24日までの間、市立の保育所、幼稚園、小学校、中学校を休所・休園・休校とするとともに、高齢者や障害者の通所施設についても休所とした。併せて、私立の保育園や学校についても休校を要請した。また、市主催の行事についても、大規模なものは中止とした（5月中）。

発熱相談センターについては、市内初の患者発生日の翌日の18日に相談件数のピークを迎え、1日で600件を超え、回線がパンクする事

態となり、患者発生当初は1日数百件の相談が寄せられる状況となっていた。これを受け、国の要請もあり、19日から26日までの間、発熱相談センターを24時間対応とし、保健所以外の部署からの応援も得て、市民からの相談に対応した。なお、6月からは開設時間を通常の勤務時間内の対応に戻し、7月15日には休止するに至った。

医療体制については、本市においては、4月末から発熱外来を設置し、発熱患者等への対応にあたっていた。その後、新型インフルエンザ患者の発生を受け、医師会の協力のもと、発熱外来に新たな医療機関を追加し、医療体制の整備・充実を図った。この体制のもとで、医療機関を一次医療機関、二次医療機関、三次医療機関に分類して、患者への対応を実施することとした。具体的には、一次医療機関は、二次医療機関及び三次医療機関を除くすべての医療機関とし、患者が軽症の場合は診察・治療を行うものとし、PCR検査が必要である場合は、二次医療機関へ紹介することとした。次に、二次医療機関は、新たに発熱外来に追加された医療機関であり、発熱相談センターから紹介される患者を診察・治療するとともに、一次医療機関から紹介されたPCR検査が必要な患者の検体採取を実施することとした。最後に、三次医療機関は、当初から発熱外来を開設した医療機関であり、二次医療機関で受入が困難な重篤な患者を受け入れることとした。ただし、この体制は6月1日をもって終了し、それ以降は、発熱外来としての機能は継続し、PCR検査が必要である場合には、保健所が調整を行う形に変更した。

その後、医師会と調整等を行い、7月15日から感染防止策を講じた市内のすべての医療機関で患者の診察・治療をしていただけるようになったことから、発熱外来及び先に記載の発熱相談センターを同日付で休止することとした。

また、7月24日からは、サーベイランスが患者の全数把握から集団発生事例の把握に変更された。サーベイランス体制の変更後、患者が急増し、9月2日までに433人の届出があった。

現状においては、発熱外来を設置いただいた医療機関において、重症患者の入院受入を行っていただくなど医療提供体制を整備し、11月末現在で144人の入院患者（医療機関からの報告数）を受け入れ、治療していただいた。

また、11月14日からは、妊婦、基礎疾患を有する者、1歳から小学校3年生に相当する年齢までの者へのワクチン接種が開始された。

今後も、状況を的確に把握しながら、医師会等の関係機関と適宜連携・調整を実施するなかで、市全体としての迅速かつ適切な対応が求められるものとする。

なお、本市における新型インフルエンザに係る一連の取組については、10月に奈良市で開催されました第68回日本公衆衛生学会総会において、「大阪府北部の中核市（高槻市）における新型インフルエンザの経験」と題して、発表を行いました。

トピックス 新型インフルエンザ

新型インフルエンザ集団発生に対する保健所の対応について ～大阪府茨木保健所における初期対応と今後の課題～

大阪府茨木保健所 地域保健課 徳本 史郎

第1 はじめに

平成21年4月にメキシコやアメリカで発生した新型インフルエンザが世界各地に拡大していく中で、5月16日に神戸市において海外渡航歴のない国内初の感染者の報告がなされた。翌17日には大阪府内でも感染者が発生し、5月31日までに府内で学校等における集団感染事例を含む158名の確定患者が判明した。大規模な集団感染が確認されたA高校は当保健所管内に所在したが、通学者は他府県を含む近隣市町に及んでいたため実態の把握が困難であった。5月末までに当保健所管内では31名の確定患者が判明した。

国及び大阪府においては、行動計画及び各種ガイドライン等が策定されており、保健所をはじめとした地方自治体はそれらに基づき対策がとられた。

本稿においては、新型インフルエンザの集団発生が大阪府内で初めて確認された地域において、保健所がどのように対応したのかについて簡単に解説する。

また今回の対応において、今後の対応のために整理及び改善すべき課題について検討するとともに、関係機関との連携が必要な内容については提言させていただく。

第2 4月末からの対応

4月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「米国における豚由来（H1N1）インフルエンザのヒト感染例について」及び25日付け同事務連絡「メキシコ及び米国におけるインフルエンザ様疾患に係る対応について」に基づき、大阪府庁内に26日（日）から、大阪府保健所14か所には27日（月）から発熱相談センターが設置された。その時点で、茨木保健